

令和7年度地域密着型サービス整備促進地域指定基準

7 福祉高施第19号

令和7年4月11日

1 目的

この基準は、令和7年度地域密着型サービス等整備推進事業補助要綱（令和7年3月31日付6福祉高施第2197号）における整備促進地域を指定するための要件を定めることを目的とする。

2 指定要件

以下の算定式による特別養護老人ホームの整備率が2.0%に達していない区市町村を、整備促進地域の対象とする。

$$\text{整備率} = \frac{\text{令和5年度末の特別養護老人ホームの竣工施設定員数（注）}}{\text{住民基本台帳による令和6年1月1日現在の65歳以上高齢者人口}}$$

（注）特別養護老人ホームの定員数及び地域密着型特別養護老人ホームの定員数の合計とする。

3 指定の範囲

整備促進地域は、区市町村を単位として指定する。

4 整備促進地域の指定

(1) 指定の申請

整備促進地域の指定を受けようとする区市町村は、令和7年度地域密着型サービス整備促進地域指定申請書（様式第1号）を東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

(2) 指定

知事は、(1)による指定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときには、地域指定を行うとともに、その結果を区市町村長に通知するものとする。

5 指定の解除

(1) 指定解除の申請

4による指定を受けた区市町村が、その後の整備進捗状況等により、指定の解除を受けようとするときには、令和7年度地域密着型サービス整備促進地域指定解除申請書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

(2) 指定の解除

知事は、(1)による指定解除申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときには、地域指定の解除を行うとともに、その結果を区市町村長に通知するものとする。

附 則

この基準は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。